

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）6

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43782

4/10/6 枝村課長・白土科長より工合誌

沖縄北トラキの施設を
設置することについて

(410.10.6)
米 北

本10月6日午後 在京米大使館に
科学庁の江はアムストロング書記官

と共同 枝村課長を来訪し 標記の件に
関する 8月2日付 我方のトラキ9°-11°に

対相回答として ~~下記要旨~~ 別添
トラキ9°-11°を参考し。 (佐藤事務官)

同添)

原之丞別添は東京案件No.10年27号

当の際の会談のラキト-キ9°-11°
内容に補足する付録のとおりに。

1. ラキト-キ9°-11°-沖の
トラキ9°-11°前半に述べられている

technical communication
tracking station 各自に通信のため

電波を發射するのではあるが
USCAR 1311の誤解に基づくものであり

この点については 昨5日 貴省より
tracking station は受信のみで電波は

1年ほどの clarification を得ていない
問題は全くしなかつてトラキ9°-11°

に解決されている more detailed
information の不備を如何に説明

があった。
又、貴方より用地取得については USCAR として
幹線道路の立場にないという事は、
日本側が、個々の土地所有者と
直接交渉する事であるとの趣旨か
と質したところ貴方はこれを肯定
したが、ア-リストロクは、これは全く
個人的な suggestion として通知原
則が、日本側の国有地および果
有地は USCAR が管理しており、
その一部は農地としてリースされて
いるが tracking station の設置に
適当な山地や高地では未利用の
ものも多く、その利用を考慮す

小では如何。かかる土地管理責任
者は USCAR 法警局 Skann
であるとして述べた。貴方よりは「ア」
の示唆を謝し、その可能性も
検討してみたいと述べておいた。
3、貴方より tracking station の施設
要員等のステータスは如何に奉
るべきかの問題があることを
提起し、横断農場の如く南緯
の一部に於ける事は節の土では内容
があるとして、実際の取扱い
は簡便かとも知らない。この点に
ついては、日本側でも南緯有内
村に於いていないか、未便に
検討

別紙いと述べておいた。三ヶ月前に
先方は検討を約束するとともに、
先方の参考として、近く九州
に設置する予定の米側
tracking station について、日本側が
どのような status を認めているか
を知らせたいと述べていた。
先方の際アリストリンクより今回
tracking station が南連の一部に
なる場合はもちろん、模範農場
も南連所管事項の中に入ると
いえないので、南連権限拡大のため
口上書の交換を行なう事がある
のではないかと述べていた。

先方よりは、その案は検討すべきも
いふ前にせよ、本件は権限移譲
問題に関する南連の権限拡大
とは別管に扱うべきであらう
と述べ、「ア」も三ヶ月前に承
知した。